

令和6年9月自治体オンライン説明会での主な御質問に対する回答について（保育所等における経営情報の見える化関連）

番号	質問内容	回答
1	毎事業年度の経営情報（収益・費用）について報告・届出をすることについて、処遇改善等加算 賃金改善要件分におけるキャリアパス要件に代わる要件にするなど、報告・届出を促進する仕組みづくりを検討していますでしょうか。併せて、処遇改善等加算の一本化とともに事務の簡素化がより進むとありがたいです。	経営情報の報告を御指摘のような要件として代替することは考えておりませんが、現在、処遇改善等加算の一本化を検討しているところであり、事業者・地方自治体の手続・負担軽減が図られるよう引き続き取り組んでまいります。
2	ここdeサーチに入力するのは、各事業所で良いのでしょうか。 また、自治体は入力した内容に誤りがないかの確認等を行うのでしょうか。	基本的には各事業所で入力いただくことを想定しています。また、報告される内容は、経営実態調査や処遇改善等加算の実績報告書と同程度の内容を基本としていますので、確認についてはこれらと同程度にさせていただくことが望ましいと考えております。例えば、「ここdeサーチ」、記入漏れ等については自動でエラーが出る仕組みとなりますので、自治体の業務として最低限、①報告された内容にエラー表示が出ていないか、②「ここdeサーチ」できちんと報告が行われているか、を確認し督促する、③入力等ができない事業者等へのサポート、を含め、対応していただきたいと考えております。
3	現行のシステムですと報告された内容をそのまま公表するようなシステムだと思いますが、グルーピングする項目は、公表する際にシステム上で施設単位では公表しないようになり、自動的にグルーピングされるような仕組みとなるのでしょうか。	ご認識のとおりです。モデル給与等の入力内容がそのまま個別の施設・事業者単位で公表される項目以外については、グルーピング後の結果のみが公表され、個別の施設・事業者単位でのデータは公表されません。
4	集計した資料の分析とはどういったものを想定していますでしょうか。イメージ図のようなデータから平均値や資格の取得状況を算出するところまでの想定なのか、平均値等を算出した上で個別の施設ごとに経営状況がどういった状態にあるかを分析することを想定しているかなど、分析のイメージを教えてください。	現時点では、説明資料14頁にあるイメージ図程度の内容の想定ですので、個別施設ごとの分析については公表されたデータを確認し、各施設・事業者で分析していただくものと考えます。なお、平均値と個別施設データとの比較といったことを「ここdeサーチ」で行うことは想定しておりません。
5	経営情報の見える化について、都道府県には情報の調査・分析・公表が求められています。分析作業についてのボリューム感や分析についてのひな形等あるのか教えてください。	「ここdeサーチ」上で行うグルーピングした集計・分析結果の公表をもって、改正後の子ども・子育て支援法第58条の規定に基づく経営情報の報告・公表を満たすことができるものと考えているため、都道府県独自で追加の調査・分析を行う場合を除いて都道府県での作業は発生せず、このため、分析についてのひな形の作成予定はございません。

6	<p>①施設からの経営状況は、市町村経由で提出されることになるのでしょうか。</p> <p>②政令中核市の取扱いはどのようになるのでしょうか。</p> <p>③新制度に移行した幼稚園の経営状況の分析について、分析に適している所管課はどちらと考えていますでしょうか。</p>	<p>①現行の「ここdeサーチ」による教育・保育等情報の報告においても、事業者→市町村→都道府県の流れで經由することとなり、今回の経営情報の見える化に当たっても、この運用を踏襲する想定です。</p> <p>②一般市と同様となります。</p> <p>③制度の趣旨を踏まえ、各自治体において適切な担当部署を御判断いただければと考えます。</p>
7	<p>改正後の子ども・子育て支援法第58条第2項における「事業年度」の定義を教えてください。</p>	<p>各法人類型における「会計年度」と同義であり、社会福祉法人・学校法人であれば4月1日から翌年の3月31日まで、株式会社においてはそれぞれの企業で定める会計期間となります。</p>
8	<p>令和7年4月1日から施行ということですが、施行後に報告をしないことによるペナルティ等はあるのでしょうか。</p>	<p>現行の子ども・子育て支援法第58条第4項及び第6項の規定が、経営情報の報告においても適用されることとなります。</p>
9	<p>「ここdeサーチ」における「施設等の設置主体」の必須項目化は、認可外保育施設についても対象となるのでしょうか。</p>	<p>認可外保育施設については、今回の子ども・子育て支援法等一部改正に伴う経営情報の報告対象外です。説明資料P19～23については、経営情報を報告する際のシステムの都合上、保育所等についてご対応をお願いするものですが、認可外保育施設や施設型給付を受けない幼稚園（私学助成園）についても引き続きご協力いただければ幸いです。</p> <p>なお、別途、認可外の届出対象施設については、児童福祉法施行規則第49条の5第1項により提供するサービス内容を「ここdeサーチ」に掲載することが既に義務化されており、その項目の一つに「設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名」があることを申し添えます。</p>
10	<p>システムに情報を入力する際には、各実績報告をデータで作成することにより、自動的にシステムへの一括取り込みデータが作成され、システムにそのまま取り込めるようにしていただきたいです。</p>	<p>職員給与や収支の状況など、入力項目が多数となる項目を、CSV形式でまとめて登録することを可能となるように検討しております。</p> <p>また、認可定員など毎年度の更新が見込まれない項目については、前年度の入力内容をデフォルトで表示させるなど、施設の負担軽減に資する方法もあわせて検討してまいります。</p>
11	<p>地域型保育事業をはじめとした小規模な施設における給与モデルは、個人の給与の特定に繋がらないと言い切れるのでしょうか。</p>	<p>子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する専門家会議報告書（令和6年3月）において、「支給実績によらないモデル給与であれば、職種等の属性に応じて給与額を提示したとしても、それをもって個人の給与額を容易に推知することはできない」と示されており、これを踏まえ、モデル給与について個別の施設・事業者ごとの公表の対象としているものです。</p>

12	<p>保育所等における継続的な経営情報の見える化の実施にあたり、都道府県や市町村で新たに導入が必要なシステムは、何かありますでしょうか。</p>	<p>保育所等における経営情報の見える化については、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書（令和5年8月）において、「ここdeサーチ」の機能拡充により、施設・事業者が経営情報の報告を行い、行政機関が経営情報の収集・整理・分析等を行うことが望ましいとされており、これを踏まえ、現在「ここdeサーチ」を改修して報告・公表義務を果たすことができることとする方向で進めているため、施設・事業者や自治体において新たなシステム導入は不要です。</p>
13	<p>改正後の子ども・子育て支援法第58条第4項について、都道府県は調査及び分析を行い結果公表に努めるものとされていますが、具体的な調査・分析の方法についてのマニュアルなどは示される予定でしょうか。</p>	<p>「ここdeサーチ」上で行うグルーピングした集計・分析結果の公表をもって、改正後の子ども・子育て支援法第58条第4項の都道府県による調査・分析結果の公表とみなすことから、具体的な調査・分析の方法についてのマニュアル等の作成は予定していません。</p>
14	<p>社会福祉法人については、社会福祉法人に関する現況報告書等として、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」において、現況報告書等を公表していますが、これとは別に、今回の見える化に伴う対応が必要となるのでしょうか。</p>	<p>「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」においては法人単位で報告が行われているものと承知していますが、今般の見える化については法人単位ではなく、経営実態調査と同様に法人が運営する施設ごとに報告していただく必要があります。</p>

<p>15</p>	<p>ここdeサーチの「施設等の設置主体」の入力を試してみたが、マニュアルの画面のように施設名がリンクになっておらず、入力ができなかったため、マニュアルのやり方以外に入力の仕方を教えていただきたいです。</p>	<p>認可施設にかかる自治体のログインIDには、従前より以下3種類あります。 登録権限を有するIDでログインした場合に、施設名称にリンクが表示され、編集が可能となります。リンクが押せない場合は、登録権限を有していないIDでログインしていることが考えられます。 （IDの先頭のアルファベット4文字でどの権限を付与されているか判別が可能です。） ①先頭がCHPE：登録権限、公表権限 ②先頭がCHME：登録権限、確認権限 ③先頭がCHLE：確認権限 そのため、自治体側で登録権限をもつIDでログインしていただくか、そもそも登録権限を有するIDが振り当てられていない自治体の場合は、登録権限を有するIDをもつ自治体（自治体ごとの権限移譲状況によります）にご依頼の上、「施設等の設置主体」を変更するようお願いいたします。 ご不明点ございましたら、下記お問い合わせフォームで直接お問い合わせください。 子ども・子育て支援情報公表システムに関するお問い合わせ送信フォーム（自治体向け） https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/kdmsysinq.nsf/fInquiry?Open</p>
<p>16</p>	<p>施設が入力する会計基準が選択できるような仕様は想定されていますでしょうか。</p>	<p>経営実態調査と同様に、施設類型に応じて社会福祉法人会計、学校法人会計、企業会計に対応できるような設計としていく予定です。</p>